

第 22 回 下野市男女共同参画推進委員会会議録

日 時	平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 1 時 15 分～2 時 50 分
場 所	ゆうゆう館 会議室
出席委員	百武亘委員、生澤里美委員、永山登志子委員、渡邊喜正委員、倉井金男委員、高木智子委員、手塚知恵子委員、楡木久美子委員、井上永子委員、和氣節子委員、木村諦四委員
欠席委員	堀眞由美会長、和田康子委員、小野寺一彦委員
事務局	星野登総合政策課長、小谷野雅美課長補佐、倉井眞由美主査、舘野泰明主事
傍聴人	なし

○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）の骨子について
 - (2) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）の基本構成について
- 4 閉会

○開会

- （事務局） 第 22 回下野市男女共同参画推進委員会を開会いたします。
本日は堀会長が欠席のため、職務代理である井上委員に進行を務めていただきます。

○あいさつ

- （井上職務代理） 会長が欠席のため、代理で進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- （事務局） 前回の第 21 回推進委員会会議録につきまして、委員の皆さまからの修正はございませんでしたことをご報告いたします。

○議事

- （井上職務代理） 議事録署名人につきまして、名簿順に木村諦四委員、和氣節子委員にお願いいたします。

(1) ワークショップの振り返り

- （井上職務代理） 前回実施したワークショップについて事務局からお願いいたします。
- （事務局） 参考資料 1 ワークショップの結果に基づき説明。
- （各委員） ワークショップで出た意見が網羅されています。
- （永山委員） 意識が向上している感じを受けましたので、更に拡大していければと感じ

ました。

(百武委員) 自分の地域で意識啓発を広めるのはなかなか難しいことです。住みやすいなどの意見をさらに伸ばしていかなければなりません。また、男女共同参画の理解が進んでいる、という意見は、これで満点であると思いがちですがもう少し踏み込んで考える必要があると思います。

(2) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）の骨子について

(3) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）の基本構成について

(井上職務代理) 下野市男女共同参画推進条例（仮称）の骨子について、及び下野市男女共同参画推進条例（仮称）の基本構成について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料1、2に基づき、条例の基本構成及び骨子について説明

(井上職務代理) 資料1の骨子（案）について、1ページの1. 条例の目的について、意見や付け加える点等などありますでしょうか。

(永山委員) 条例の目的として整っていると思います。

(倉井委員) この目的のため推進していくというこの内容でよろしいと思います。

(和氣委員) 前回の委員会で堀先生から、条例は小学生が読んでも分かるような優しい文章の表現がいいという話がありました。この骨子がそのまま条例としてまとまるようであれば、もう少し柔らかく難しくない表現で、誰が読んでも分かるような文章で作る方法も一つではないかと思えます。

(事務局) 確かに誰が読んでも分かるような条例を作ることは大事なことでであると認識しています。骨子案については、本日の検討内容を反映させ、次回条例素案として条文中で示す予定です。条例前文について、特に分かりやすい表現で検討したいと考えています。

(井上職務代理) 2. 用語の定義について意見を伺います。

(木村委員) 下野市の条例であるため、定義の中で範囲を市内に限定していますが、場合によって下野市の範囲を越えて活動することもあります。下野市の範囲に限定しない方がいいのではないかと感じました。

(事務局) 市民の定義については、昨年制定された自治基本条例にある市民の考え方や整合性を図っていますが、再度検討させていただきたいと思えます。

(渡邊委員) 5 ページでハラスメントという言葉が出ていますが、ハラスメントを用語の定義に入れた方がいいと思えます。

(事務局) ハラスメントやワーク・ライフ・バランスを定義に入れている自治体もありますので、検討させていただきます。

(高木委員) 用語の定義に関連して、全体的に「男女」という言葉が非常に多く出てきます。男女共同参画の推進であるため仕方ないことだとは思いますが、最近の傾向として、トランスジェンダーの方など様々な方がいらっしゃいます。そうした方について関わるような言葉や事項、配慮があまりないような気がします。それらを条例に含めるのであれば、定義に関わってくるのではないかと感じました。

- (事務局) 先ほど骨子の説明の中での性同一性障がいとして触れさせていただいた部分に関連しますが、他の自治体で性同一性障がい者等に対する配慮を基本理念に定めている条例も見受けられます。そうした方々に対する配慮も必要になってきていると認識していますので、条例全体として検討させていただきます。
- (生澤委員) (1) 男女共同参画の定義の言葉の配列として、「政治的、経済的、社会的及び文化的利益」とあるのを、文化的利益を前に持ってくることはできないでしょうか。
- (事務局) この表現は男女共同参画社会基本法の中に定義があり、骨子は国に規定している表現を引用した形になっています。
- (井上職務代理) 2 ページ 3. 条例の基本理念についてのご意見を伺います。
- (手塚委員) (1) 男女の人権の尊重の中で、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、の部分について、文章的に、差別的取扱いを受けることなく個人として能力を発揮すること、とはならないのでしょうか。
- (事務局) 各項目それぞれが基本理念である男女の人権の尊重に繋がってくるもので、並列の関係であるとしてご理解いただければと思います。
- (百武委員) 骨子は、このまま条文となってくるのですか。
- (事務局) 本日は骨子としてご覧いただいておりますが、骨子を条文に変えて次回にお示しする予定です。
- (井上職務代理) 基本理念の流れとして見ると、(6) 国際的協調が突然現れるような印象を受けます。国際的協調の前に、国及び地方公共団体があつた方が受け入れやすいと感じます。
- (事務局) 国際的協調の場所も含めて検討させていただきます。
- (高木委員) 井上委員のご意見に関連して、国際というと相当範囲が広いのは確かですし、国際の前に国や県を入れるかどうかといった議論も大事だと思います。ただ、私のイメージとしてはむしろ、下野市で国を引っ張っていてもいいのではないかと感じましたので、その点も含めて入れるかどうかを検討していただければと思います。
- (井上職務代理) 以上を踏まえて事務局でご検討いただければと思います。
- (井上職務代理) 3 ページ (2) ②後段について、事業所は環境を整備するよう努めることとありますが、条例ができた際に、事業者である職場を検証するということが意図しているのでしょうか。条例を作っただけではなく、事業者に対して理念が浸透しているかどうかを見極めるために、条例を基に事業所を検証できるかどうか伺います。
- (事務局) 事業所の努力義務として条例に定めることにはなりますが、条例を作っただけではなく、具体的に推進するための推進体制を整備していきます。5 ページの (7) では、実施状況の公表として施策の実施状況等について公表していくこととする予定ですので、推進委員会組織において検証をしていくことをイメージしています。

- (木村委員) 条例骨子の作成に際しては、他自治体の条例を参考に作ったように推察されますが、下野市の特徴はあるのでしょうか。
- (事務局) 国の男女共同参画社会基本法は平成 11 年に制定されて以来、市町村においても条例を作るように努力義務とされています。下野市の条例づくりは後発的になるかもしれませんが、そうした中で、先に制定された自治体の条例を参考にしながら、今回骨子の中には入ってはいませんが、性同一性障がい者に対する配慮など、最新の項目も含めて検討していければと考えています。
- (井上職務代理) このように、委員同士が意見を出し合って、より良い条例づくりが進めていけたらと思います。
続けて、4 ページ 5. 男女共同参画を推進していくための市の基本的施策について意見を伺います。
- (永山委員) 先ほどの説明では、(3) 学習活動への支援については下野市の特色を活かしたいとの説明がありましたが、ここで言う「家庭、学校、地域、職場等」の中に、市内にある高齢者施設や障がい者施設を含めてはいかがでしょうか。
- (井上職務代理) 他の委員さんはどう思われますか。
- (百武委員) 施設は職場に含まれるのではないのでしょうか。
- (和氣委員) 例えば、高齢者の方のいる入所施設となると、入所している方の生活の場となることから家庭に含まれるのではないかと思います。
- (百武委員) では、既に家庭とあるため、新たな文言を付け加えなくてよろしいということでしょうか。
- (和氣委員) 介護施設に限って言えば家庭に含まれると思います。
- (倉井委員) 高齢者等の施設と限定することなく、あらゆる分野と入れるのはいかがでしょうか。
- (事務局) 他市町において「あらゆる分野」におけると入れているところもありますので、検討させていただきます。
- (百武委員) 4 ページの (4) 農業、商工業、自営業における男女共同参画について、必要な措置を講ずる、とはどういうことを意味するのでしょうか。
- (事務局) 農業分野で例えますと、家族経営協定を推進していくことです。市が家族経営協定を推進するための後押しをするようなイメージを持っていただければと思います。
- (百武委員) 大体分かりました。さらに、(5) 推進体制に「必要な財政上の措置を講じる」とありますが、もし、各農家のスケジュールまで管理しながら、細部に行き渡るための支援をするのでは、多くの財源が必要になると思います。
- (事務局) 条例では、そうした個々の経営等を把握することまで想定していません。
- (井上職務代理) まずは、基本的な概念や体制を大きな枠として捉え、推進し、何年後かに検証して検討し直す方法もあると思います。
続いて、5 ページ 6. 苦情及び相談への処理についていかがでしょうか。
- (高木委員) 苦情について、「市民等は、市長に対し次に掲げる事項に係る苦情及び相談

を申し出ることができます。」とありますが、実際の苦情は、市長に対して直接でなく、窓口となる担当課があると思いますので、具体的にその課を条例に記載していただければと思います。

(事務局) 今後、受け入れ窓口については検討していくところです。条例の中では市長に対する窓口という形で検討し、プランの中で具体的施策として検討していきます。

(井上委員) 苦情、相談の方法は、窓口や電話、メールなど様々なものが想定されますが、相談に関しては匿名でも可能とするのですか。また、それは、条例の中で規定するのでしょうか。

(事務局) ご指摘のとおり、相談体制について対応窓口をどこにするかなど規定する必要があります。担当課や具体的な相談窓口に関する部分については、条例の中ではなくプランに盛り込み、苦情や相談の受け方については処理要綱などで細かく定めることになってくると思います。

(井上職務代理) 7. 性別による権利侵害の禁止について意見を伺います。

(渡邊委員) (2) 2 行目、「その他性別に起因するあらゆる暴力を行ってはならないこととします。」とありますが、同性に対しても暴力はいけないことですから、男女共同参画の視点から違和感を覚えました。

(事務局) 確かに、その他性別に起因する暴力については、性同一性障がいを持っている方に関する暴力も行ってはならないとして入れています。分かりづらいということであれば、もう少し検討してみたいと思います。

(井上職務代理) 8 ページは、現在の推進委員会組織について従来どおりということよろしいでしょうか。

(一同) (異議なし)

○閉会

(事務局) 以上で第 22 回男女共同参画推進委員会を閉会します。